

# 教育委員会制度が 変わりました！

0824-731182

改正の  
主な  
ポイント

4月1日から、「地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

この改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化、地方に対する国の関与の見直しなど、教育委員会制度の抜本的な改革を内容とするものです。

この改正に伴い、庄原市でも本年度から教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置するとともに、市長が主宰する「総合教育会議」の設置や、教育に関する「大綱」の策定などに取り組みます。

## なぜ変わったの？

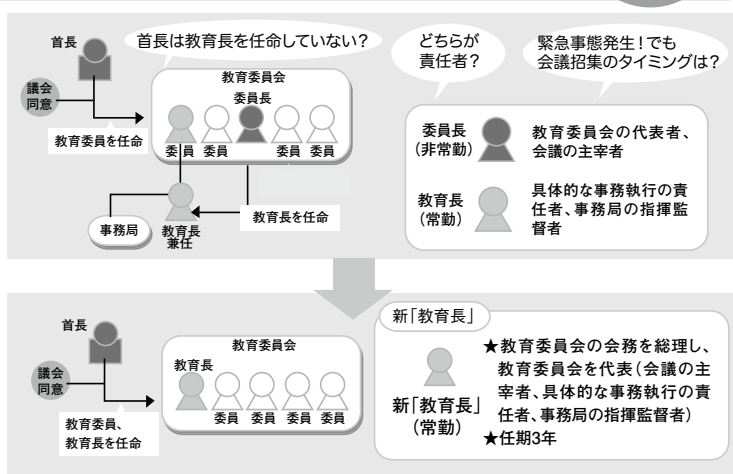
これまでの制度では、教育委員会の代表者として、教育委員会の責任者として教育委員長、事務執行の責任者として教育長という構図が一般に分かちにくく、どちらが責任者かも分かりにくい状況でした。また教育委員会審議の形骸化や、教育現場での問題に対する対応の遅れが叫ばれるなか、制度改革へと舵が切られました。

### ポイント①

## 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置

新教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表として、会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者となります。任期は3年です。

- 首長が直接教育長を任命するので、任命責任が明確化されます
- 教育行政の第一義的(最も重要)な責任者が教育長であることが明確になります
- 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会を招集するタイミングを判断できます



### ポイント②

## 「総合教育会議」の設置

総合教育会議は首長と教育委員会（必要に応じて意見聴取者の出席を要請）で構成され、首長が招集して行われます。原則公開されます。協議・調整事項は次のとおりです。

- ①教育行政の大綱の策定に関する事
- ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策に関する事
- ③児童・生徒などの生命・身体の保護など、緊急の場合に講ずべき措置に関する事

- 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することができます
- 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致した考えで執行にあたる事が可能になります

### 総合教育会議



### ポイント③

## 教育に関する「大綱」を首長が策定

「大綱」とは、教育の目標や施策の根本的な方針を定めた計画で、総合教育会議で首長と教育委員会が協議・調整を尽くした後、首長が策定します。首長と教育委員会は策定した「大綱」のもとに、それぞれが所管する事務を執行します。

- 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化されます

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議で、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長および教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。